

令和元年によせて

元号は文化、西暦は文明、そして時代は「帯」だと言われる。これまで昭和と平成をそれぞれ30年ずつ過ごしてきたが、私の医師としてのキャリアのほとんどすべてが、平成の30年間に刻まれた。元号が代わるにあたり、平成の30年間に、医学としての皮膚科学、医療としての皮膚科がどのように変わったのかを振り返ってみた。

1) 診療機器の進歩：デジタルカメラ、電子カルテはもはや当たり前。そしてダーモスコピーが登場。数少ない皮膚科の診療技術として、診療報酬に収載された。CT、MRIはマルチスライスとなり、3D画像を見る機会も増えた。病理標本も丸ごとデジタル画像に置き換わってきた。2) アトピー性皮膚炎の影と光：平成初期のステロイドバッシングとその後のタクロリムス軟膏の登場。ステロイド忌避という難敵と戦うことになり、多くの時間を費やした。タクロリムス軟膏の登場はまさに救いの神だった。疾患ガイドラインに準拠した診療を行うことを後輩たちに指導することになった。3) バリア障害と経皮感作：フィラグリン遺伝子変異がアトピー性皮膚炎と関連することが報告され、バリア障害が治療のターゲットとなり、保湿の重要性が再認識された。さらに加水分解小麦含有石鹼の使用者に小麦アレルギーが発生したことから、経皮感作による食物アレルギーという革新的な概念が生まれた。4) 生物学的製剤と乾癬治療の進歩：免疫学の発展により、とくにTリンパ球の機能が細分化され、サイトカインやそのレセプターに対する抗体が治療に用いられるようになった。外用薬や光線療法だけでは管理が難しかった重症乾癬の治療が大きく変わったが、治療に要する患者の経済的負担も増大した。5) 在宅医療のニーズ：人口動態などの統計を見据えて、さまざまな政策が打ち出された。急速な高齢化と核家族化が進み、高齢者の介護を社会全体で支えあうための介護保険制度が導入された。在宅や高齢者施設にいる皮膚疾患を有する高齢者に対して、皮膚科開業医が在宅医療に取り組むようになった。情報通信技術が進み、医師偏在の対策として遠隔医療の必要性が議論されるようになった。6) 希少疾患の原因解明：分子生物学的が発展し、先天性の角化異常症、色素異常症の原因が明らかになった。結節性硬化症やFabry病など、治療への応用も可能になった。7) ドラッグラグの解消：ニキビの治療薬など、欧米では一般的に使用されている薬剤のうち、多くのものが日本でも使用できるようになった。また、治験をコーディネートする職種が誕生し、新薬の承認までの過程が以前に比べて早くなった。8) 迅速検査キットの開発：流行期のインフルエンザ診療に欠かせないツールとなった迅速診断キットが、単純ヘルペスや水痘帯状疱疹ウイルスに対しても開発された。この病変にこの病原体があると診察の間に確認できるため、皮膚科医にも恩恵をもたらした。9) 癌告知：ステージが進んだ悪性腫瘍に対して、さまざまな生物学的製剤や免疫療法が開発され、治療の選択肢が増えたことから、かつては医師の裁量であった癌告知はもはや当然のこととなった。

新しく始まった令和の時代に、皮膚科学あるいは皮膚科に変革をもたらすものは何か。政策か、診療技術か、治療薬か。これからしっかりと見定めていきたいと思う。

浅井 俊 弥